

酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク 推進対策）実施要領

平成 31 年 4 月 26 日付け 31 農畜機第 716 号承認
平成 31 年 4 月 22 日付け 31 家改事(分)第 154 号
一部改正 令和 2 年 5 月 13 日付け 2 農畜機第 838 号承認
一部改正 令和 2 年 4 月 9 日付け 2 家改事(分)第 60 号
一部改正 令和 3 年 4 月 14 日付け 3 農畜機第 330 号承認
一部改正 令和 3 年 4 月 8 日付け 3 家改事(分)第 24 号

我が国の酪農は、高齢化等により酪農家戸数や飼養頭数が減少等するなど、生産基盤の弱体化が進行しており、生産コストの増加や国内消費の減退による先行き不安等から、経営収支の悪化や生産意欲の低下が懸念されている。このような中で、酪農家の生産意欲を喚起し、飼養頭数や生乳生産の減少を食い止めるとともに、経営の多角化・高度化を実現するためには、生産者団体や生産者集団等が行う地域の創意工夫を生かした取組を支援する必要がある。

このため、一般社団法人家畜改良事業団（以下「改良事業団」という。）は、地域の生産体制を強化する取組に対し、酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 農畜機第 5575 号。以下「要綱」という。）に基づき補助することとし、もって酪農生産基盤の維持及び強化に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号－1）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成 26 年 3 月 31 日付け 25 農畜機第 5376 号）及び要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 1 事業の内容

改良事業団は、第 2 の 1 に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会（都府県にあつては、都府県の区域を地区とするものに限る）、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合（以下「生産者集団等」という。）が、計画に基づき地域で後継牛を持続的に生産する取組（後継牛バンク）を推進するために、その元本となる乳用種初妊牛を導入するのに要する経費について補助するものとする。

第 2 事業の要件

1 生産者集団

生産者集団は、3戸以上の酪農経営体から構成され、次に掲げる事項のすべてを内容とする規約を有するものとする。

- (1) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- (2) 生産者集団の運営に関する事項
- (3) 生乳生産の振興に関する事項
- (4) その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

2 後継牛バンク

後継牛バンクは、生産者集団等が地域内で持続的に乳用牛を生産する内容の計画を策定し、その計画に基づき、酪農家へ乳用種初妊牛を提供するとともに酪農家から乳用種雌子牛の供出を受け、供出された乳用種雌子牛を乳用種初妊牛として育成する取組とする。

3 事業実施規程

生産者集団等は次に掲げる事項のすべてを内容とする事業実施規程を作成することとする。

- (1) 事業の目的及び内容
- (2) 乳用種初妊牛を飼養管理する酪農家の要件及び義務
- (3) 乳用種初妊牛の飼養管理期間
- (4) 乳用種雌子牛の供出の条件
- (5) その他必要な事項

4 乳用種初妊牛

導入する乳用種初妊牛は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 導入時点で、28か月齢未満であること。
- (2) 生産者集団等が所在する都道府県の区域外から導入すること。ただし、地域の後継牛の確保に当たり特に必要と当該都道府県の知事が認め、推薦する場合は、理事長の承認を受けて、生産者集団等が所在する農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合(以下「総合農協」という。)が同法第28条第1項第3号により定款に記載する区域(2以上の総合農協の区域となっている場合は、該当するすべての総合農協の区域)以外の地域から導入することができるものとする。この場合、生産者集団等は、乳用種初妊牛を導入する前に、地域の後継牛の確保に当たり特に必要な理由を記載した承認申請書に都道府県知事の推薦があることを証する書類と導入計画を添付の上、改良事業団を通じて独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)理事長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (3) 導入した乳用種初妊牛は酪農家に飼養管理させるものとし、当該乳用種初妊牛から生産される乳用種雌子牛のうちの1頭を生産者集団等に供出させるものとする。

5 乳用種雌子牛

4の(3)の乳用種雌子牛の供出期限は、乳用種初妊牛の導入日から起算して48か月以内とする。ただし、やむを得ない理由により、乳用種初妊牛から生産される乳用種雌子牛のうち1頭を供出できない場合は、当該乳用種初妊牛を飼養管理する酪農家の所有する牛群から、乳用種雌子牛を供出するものとする。

6 飼養管理期間

酪農家が乳用種初妊牛を飼養管理する期間は、48か月以上とする。その間、乳用種初妊牛は生産者集団等が所有するものとする。

7 生産者集団等の責務

- (1) 生産者集団等は導入した乳用種初妊牛の管理台帳を整備し、責任を持って管理すること。
- (2) 酪農家が、乳用種初妊牛の飼養管理を継続することが不可能となった場合は、生産者集団等が、責任をもってこれに代わる酪農家を選定すること。この場合、6の飼養管理期間については、それぞれの酪農家における飼養管理期間の通算により算定すること。
- (3) 生産者集団等は、乳用種初妊牛を飼養管理する酪農家から重大な事故等の報告を受けた場合には、速やかに改良事業団にその旨を報告し、指示を受けること。

8 乳用種初妊牛を飼養管理する酪農家の責務

乳用種初妊牛を飼養管理する酪農家は、乳用種初妊牛の飼養管理について責任をもち、盗難、失踪、死亡その他重大な事故等にあった場合には、速やかに生産者集団等に報告すること。

第3 事業の実施

1 計画の策定等

- (1) この事業に参加しようとする生産者集団等は、地域内で持続的に乳用牛を生産する内容の後継牛バンク推進計画を策定し、それぞれの生産者集団等の所在地の都道府県知事に協議するものとする。これを変更する場合も同様とする。
- (2) この事業に参加しようとする生産者集団等は、(1)で策定又は変更した後継牛バンク推進計画を改良事業団に提出するものとする。

2 補助金の返還

改良事業団は、第1の補助を受けた事業が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、生産者集団等に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 第2の要件に反していると判断されたとき
- (2) 虚偽の申請を行ったとき

3 事業の実施期間

この事業の事業実施期間は、令和3年度とする。

第4 事業の推進指導

- 1 生産者集団等は、改良事業団及び都道府県の指導の下、関係機関及び関係団体等との連携に努めるとともに、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底並びに生産者集団等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。
- 3 生産者集団等は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、この事業に参加しようとする酪農家へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。
- 4 生産者集団等は、この事業の実施に当たっては、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、原則として、事業実施期間中に1回以上、この事業に参加しようとする酪農家から点検シートを受け取ること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。ただし、この事業に参加しようとする酪農家が、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。

第5 改良事業団の補助

改良事業団は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、生産者集団等が第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金の交付手続等

1 補助金の交付申請

生産者集団等は、この事業の実施に当たって、補助金の交付を受けようとする場合は、第3の1の後継牛バンク推進計画とともに、改良事業団理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）補助金交付申請書を改良事業団理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

生産者集団等は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）補助金交付変更承認申請書を改良事業団理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 改良事業団理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると

認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。

- (2) 生産者集団等は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）補助金概算払請求書を改良事業団理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

生産者集団等は、この事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別紙様式第4号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）実績報告書を、改良事業団理事長に提出するものとする。

5 運営状況の報告

生産者集団等は、この事業により乳用種初妊牛を導入した年度の翌年度から起算して4年間、改良事業団に別紙様式第5号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）運営状況報告書を作成し、毎年度、5月31日までに改良事業団理事長に報告するものとする。

第7 導入した乳用種初妊牛の取扱い

生産者集団等は、乳用種初妊牛が処分制限期間（「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定められている期間をいう。以下同じ。）の末まで飼養できなくなった場合は、改良事業団を通じて速やかに機構理事長に報告するものとする。その場合は「畜産業振興事業の実施について」に基づき当該乳用種初妊牛に係る補助金相当額を機構に返還するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 生産者集団等は、改良事業団に対して第6の1の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

3 生産者集団等は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第6号の酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに改良事業団理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を改良事業団に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年5月31日までに、同様式により改良事業団理事長に報告しなければならない。

第9 帳簿等の整備保管等

1 帳簿等の整備保管

生産者集団等は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を経過していない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するものとする。

2 事業実施状況の聴取等

改良事業団理事長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、生産者集団等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則（平成31年4月22日付け31家改事（分）第154号）

この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月9日付け2家改事（分）第60号）

この要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月8日付け3家改事(分)第24号）

この要領の改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別 表

事業の種類	補助対象経費	補助率
後継牛バンク 推進対策	生産者集団等が、後継牛バンクを推進するために行う、元本となる乳用種初妊牛の導入に要する経費 ただし、国及び機構から、家畜の導入、保留、増頭に係るその他の補助金の交付を受けているものは、補助対象から除くものとする。	1 / 2 以内（ただし、乳用種初妊牛1頭当たり275千円以内とする。）

別紙様式第1号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：
後継牛バンク推進対策）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人 家畜改良事業団
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において、酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：
後継牛バンク推進対策）を下記のとおり実施したいので、酪農経営支援総合
対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）実施要領の第6の
1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請
します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バン
ク推進対策）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

事業費 ①=②+③	負担区分		備考
	補助金 ②	その他 ③	

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款又はそれに準ずる組合同規約等
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
- (3) 生産者集団等の事業実施規程
- (4) 後継牛バンク推進計画
- (5) 知事と協議をしたことを証する書類（写）
- (6) 酪農家及び供出された子牛の飼養場所の独立行政法人家畜改良センター牛个体識別全国データベース利用規程（平成21年10月28日付け21独家セ第1121号）第4条第3号に基づく改良事業団を利用者とする同意書（過年度の本事業にかかるこの同意書を添付資料として提出してある場合は省略可）

別紙様式第1号の別紙1

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）実施計画

後継牛バンクを推進するための、元本となる乳用種初妊牛の導入

(単位：戸、頭、円)

事業参加 酪農家数	導入時期	導入頭数	事業費	負担区分		備考
				補助金	その他	

別紙様式第1号の別紙2

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業）
後継牛バンク推進計画

1 生産者集団等名：

2 後継牛の生産計画

- (1) 年度乳用種初妊牛導入頭数：
- (2) 年度乳用種初妊牛調達先：
- (3) 年度乳用種初妊牛導入時期：
- (4) 乳用種初妊牛の繁殖・分娩計画

	1年目	2年目	3年目	4年目
年度乳用種初妊牛飼養計画				
乳用種初妊牛の繁殖・分娩計画				

3 供出された子牛の育成計画

(1) 月齢ごとの飼養計画

月齢				
飼養場所				
給餌計画				

(2) 飼養場所の詳細

飼養地名				
収容可能頭数				
機械施設等				
従業員数				
飼料面積				

(注)公共牧場等で飼養する場合、牧場ごとに記載すること。

別紙様式第2号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：
後継牛バンク推進対策）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

一般社団法人 家畜改良事業団
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 家改事(分)第 号で補助金の交付決定
通知のあった酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バン
ク推進対策）の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、酪農
経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）実施
要領第6の2の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由及び内容

(注) 別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、
変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：
後継牛バンク推進対策）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

一般社団法人 家畜改良事業団
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 家改事(分)第 号で補助金の交付決定通知
のあった酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推
進対策）補助金について、下記のとおり金 円を概算払により支払われた
く酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）
実施要領第6の3の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回 概算払 請求額 ⑤	令和 年 月 日まで予定 出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
事業 費 ①	補助 金 ②	事業 費 ③	補助 金	事業 費 出来 高 ③/①				
円	円	円	円	%	円	円	%	円

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での請求時点での
事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

別紙様式第4号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：
後継牛バンク推進対策）実績報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人 家畜改良事業団
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 家改事(分)第 号で補助金の交付決定
通知のあった酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バン
ク推進対策）について、下記のとおり実施したので、酪農経営支援総合対策事業
（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）実施要領第6の4の規定に
基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バン
ク推進対策）実績」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

交付決定		事業実績		既概算払額	精算払請求額	備考
事業費	補助金	事業費	補助金			

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

5 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

6 添付書類

- (1) 乳用種初妊牛管理台帳 (写)
- (2) 乳用種初妊牛を導入したことを証する書類
- (3) 酪農家及び供出された子牛の飼養場所の独立行政法人家畜改良センター牛个体識別全国データベース利用規程 (平成21年10月28日付け21独家セ第1121号) 第4条第3号に基づく改良事業団を利用者とする同意書 (別紙様式第1号及び第2号の添付資料として提出してある場合は省略可)

別紙様式第4号の別紙

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）実績

後継牛バンクを推進するための、元本となる乳用種初妊牛の導入

（単位：戸、頭、円）

事業参加 酪農家数	導入時期	導入頭数	事業費	負担区分		備考
				補助金	その他	

別紙様式第5号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業(地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策) 運営状況報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人 家畜改良事業団
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度における酪農経営支援総合対策事業(地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策) について、下記のとおり実施したので、酪農経営支援総合対策事業(地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策) 実施要領第6の5の規定に基づきその運営状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名：令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）
- 2 運営状況
別添「乳用種初妊牛管理台帳」のとおり
- 3 添付書類
乳用種雌子牛が供出されたことを証する書類

(注) 毎年度3月31日時点の乳用種初妊牛管理台帳の写しを添付すること。

別紙様式第6号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事業：
後継牛バンク推進対策）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

一般社団法人 家畜改良事業団
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 家改事(分)第 号で補助金の交付決定
通知のあった令和 年度酪農経営支援総合対策事業（地域の生産体制強化事
業：後継牛バンク推進対策）補助金について、酪農経営支援総合対策事業（地
域の生産体制強化事業：後継牛バンク推進対策）実施要領第8の3の規定に基
づき下記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還
します。（返還がある場合、記載すること））

記

- 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け
家改事(分)第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員
分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・生産者集団等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、生産者集団等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・生産者集団等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料